

公益信託に関する法律施行令イメージを踏まえた主な論点事項（案）

目 次

1	新公益信託法における政令事項の基本的な考え方	2
2	公益信託内部の関係者に対する特別の利益の規制について	3

※ 以下では、公益信託に関する法律施行令イメージ（三段表）を踏まえて、現時点で、特に問題となると考えられる主要な点を説明している。具体的な条項案の形をとっているものも含めて、いずれも暫定的な案であり、今後変更がされることも十分に見込まれることに留意いただきたい。

1 新公益信託法における政令事項の基本的な考え方

新公益信託法（以下「法」という。）における政令としては、①施行日令、②施行令、③整備政令がある。このうち、公益信託法の実施のための施行令（②）に関する、政令への委任事項は、基本的に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）の政令事項と整合的な規定内容として法律が制定されている。

施行令について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年9月7日政令第276号以下「法人施行令」という。）の規律と基本的に差異を設ける合理的な理由はないものと考えられ、法人施行令と同様の枠組みで委任されている事項（法第8条第6号、7号、12号、13号ト）は、法人施行令に合わせるとともに、法人施行令が現時点で制定されていない事項（法第3条第1項ロ、第38条、第44条、別表第23号、附則第16条は、公益信託法において特別に政令を規定する必要はないものとしている。

政令事項のうち、法第8条第5号に定める特別の利益供与が規制される関係者の範囲については、公益信託の関係者の範囲に応じて、法人施行令と異なる規律を設ける必要がある。

公益法人認定法第5条第4号は、公益法人の対外的な第三者に対する特別の利益供与の規制が設けられおり、法第8条第6号でも同様の政令委任を行っている。この点について、公益信託における公益性の判断において、公益法人と同等の公益性が確保するための規制として、対外的な第三者の範囲について、公益信託法と公益法人認定法で差異を設ける必要性はないものと考えられる。

2 公益信託内部の関係者に対する特別の利益の規制について

政令イメージ（特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者）

第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第八条第五号の政令で定める公益信託の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該公益信託の委託者、受託者【（信託行為で定めた合議制の機関の構成員を含む。）】又は信託管理人
- 二 前号に掲げる委託者又は信託管理人が法人その他の団体である場合にあっては、業務を執行する役員（理事、取締役その他これらに準じる者をいう。）
- 三 第一号に掲げる受託者が法人その他の団体である場合にあっては、設立者、基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者、当該団体の業務執行を決定する機関（理事会、取締役会その他これらに準ずる機関をいう。）の構成員、当該団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（社員総会、株主総会その他これらに準ずる機関をいう。第七号において「意思決定機関」という。）の構成員（株式会社にあつては、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人に限る。）、監事、監査役若しくは使用人又はこれらに類する者
- 四 前三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 五 前各号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 六 前二号に掲げる者のほか、第一号から第三号までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 七 第一号に掲げる委託者若しくは受託者又は第三号に掲げる設立者、基金の拠出者若しくは意思決定機関の構成員が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

○参照条文（公益信託に関する法律）

（公益信託認可の基準）

第八条 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準（略）に適合すると認めるときは、公益信託認可をするものとする。

- 五 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の**政令で定める公益信託の関係者**に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと

(1) 公益信託を用いて特別の利益を与えてはならない者の規律する趣旨について

公益信託の受託者が、その公益信託事務を処理するに当たり、特定の者に特別の利益を提供することは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために信託財産が用いられるという公益信託の在り方からみて適当ではなく、また、公益信託の関係者に一定の関わりを有する者は、その地位を利用して、自己又は自己と関係を有する者のために利益を誘

導するおそれがある。新法第8条第5号では、公益信託の受託者がその公益信託事務を行うにあたり、特別の利益を与えてはならない当該公益信託の関係者を例示し、政令ではその具体的な対象を定めることとしている。

「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、公益信託事務の内容や処理方法等の具体的事情に即し、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」がこれに当たり、「その公益信託事務を処理するに当たり」とは、公益信託事務の処理に係る場合に限られない。その判断は、当該受託者が行う公益信託事務の具体的な内容等に基づいて個別に行われ、申請時には提出書類等から判断することとなる。

(2) 公益法人認定法の規律について

特別の利益を与えてはならない当該法人の関係者として、当該法人の組織運営又は事業活動に直接関わるものとして法が例示して掲げる社員、評議員、理事、監事、使用人のほか、法の規定により当該法人の財政の支えとなる一般社団法人の基金の拠出者及び一般財団法人の創設に不可欠な設立者（以下あわせて「社員等」という。）をこれに含めている。さらに、これら社員等と親族関係があるものにあつては、その身分関係を利用した社員等の潜脱防止を図るため、法人の関係者とされている。これに加え、婚姻関係はないが事実上これと同様の関係があるものとして、内縁の配偶者を実質的に法律上の配偶者と同様のものとして規定されるとともに、同様の趣旨から社員等からの金銭等により生計を維持する者を対象とされている（事実上の親子関係にある者などが包含され得る。）。

法人の社員等（社員、基金の拠出者、設立者）が法人の場合には、その支配関係があるものを法人の関係者とする必要がある。具体的な対象は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第1条で定められている。具体的には、社員等が法人である場合、これらと支配・従属関係にある者がその利益のために当該公益法人を利用するおそれがあるものとして、その抑止のため、法人の関係者として、法人の事業活動を支配する者（法人及び自然人）と（法人が事業活動を支配する法人（子法人））の範囲が規定されている。

○参照条文（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）

（特別の利益を与えてはならない法人の関係者）

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法」という。）第五条第三号の政令で定める法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該法人の理事、監事又は使用人
- 二 当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。第六条において「一般社団・財団法人法」という。）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者
- 三 当該法人が一般財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- 四 前三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 五 前各号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 六 前二号に掲げる者のほか、第一号から第三号までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 七 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第七号の法人が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とする。

2 令第一条第七号の法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合
- 二 第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合
イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

- ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の使用人
- ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者
- ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者
- ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

(3) 当該公益信託の関係者の範囲について

当該公益信託の関係者としては、当該公益信託に財産を拠出した者又は公益信託事務に直接関わるものとして法が例示して掲げる委託者、受託者、信託管理人（以下合わせて「委託者等」という。）となるものは、法人や個人といった属性にかかわらずいることを踏まえて、これら委託者等に係る関係者の範囲を規律する必要がある。

公益信託事務の処理による利益誘導のおそれある関係者を典型的に画するにあたって、委託者等が自然人である場合と法人その他の団体（会社、組合等を含む。以下「法人等」という。）である場合に分けた上で、法人等である場合については、公益信託事務の処理において、実際に処理する受託者と監督する立場にあたる委託者及び信託管理人とを区別して規律することとしている。

ア 委託者等が自然人である場合（第１号関係）

委託者等と親族関係にあるものにあつては、その身分関係を利用した委託者等の潜脱防止を図るため、関係者とすべきである。【受託者については、公益事務の適正性や受託者の運営のガバナンス確保のために、選考委員等の合議制の機関が信託行為によって設けられる場合があるところ、そのような合議制の機関の構成員に対しても、その職務の適正性を確保するために、特別の利益の供与を与えることは想定ではないため、信託行為で定めた合議制の機関の構成員を含むものと明記している。】

イ 委託者及び信託管理人が法人その他の団体である場合（第２号関係）

委託者及び信託管理人の地位や権限を利用して、受託者の信託事務の処理によって特別の利益を受けるおそれのある者は、法人その他の団体である委託者及び信託管理人の権限行使に影響を与えるものであると考えることから、当該法人等の業務を執行する役員及びそれに準じるものを規制することとしている。

ここで、委託者及び信託管理人等になることができる法人等については特にその類型による公益信託認可上の制限はなく、業務を執行する地位にある者としては、法人等の類型に応じて、理事、取締役、執行役など肩書が多様であることから、それらを包含する用語として「役員」との用語を用いることとしている。「役員」の例示については、公益法人認定法との整合性等も考慮して、理事を最初に挙げている。

「業務を執行する役員」と概ね同様なし類似の権限を有する者であれば、同様に規

律の対象とすべきであることから「これらに準じる者」も対象としている。

ウ 受託者が法人その他の団体である場合（第3号及び第4号関係）

受託者が法人その他の団体である場合に、受託者の信託事務の処理によって特別の利益を受ける者の範囲については、公益信託認可では公益法人の公益認定と基本的に同様の公益性の審査が行われること、公益法人が公益信託の受託者となる場合に、受託者としての規制の対象となる範囲が、公益法人の事業として規制の対象となる範囲よりも狭くなることは相当とはいえないことから、公益法人認定法施行令第1条を参照して規律を設けることとしている。

同施行令では、公益法人内部の関係者として、当該法人の理事、監事又は使用人のほか、当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金の拠出者（株式会社における発起人等は除く趣旨である。）、当該法人が一般財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員を対象としている。しかし、公益信託の受託者には、公益法人以外の非営利目的の法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、NPO法人等）、株式会社、協同組合等の多種多様な類型の団体が含まれ得るところから、公益法人のみの機関設計を前提に規律を設けることは相当ではない。そのため、上記の公益法人の規律の対象となっている者を、設立者（基金の拠出者は「これに類する者」に当たるものとして扱う。）、業務執行を決定する機関の構成員（理事）、意思決定機関の構成員（社員、評議員）、監事、使用人に分けるとともに、公益信託認可の欠格事由を踏まえて、監査役を追加して、規制の対象として列挙することとしている。

具体的な内容としては、ガイドライン等で明確化する予定であるが、業務執行を決定する機関の構成員としては、理事、取締役、執行役、業務執行役員等、意思決定機関の構成員としては、社員、評議員、株主等が含まれることを想定している。

このうち、株主については、当該株式会社の類型によって、いかなる株主構成であるか、総株式数がどの程度あるかは差があるところ、特別の利益の規制との関係では、受託者の意思決定をすることができる場合について規制すれば十分であると考えられることから、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人に限って規定をしている。受託者の株主を保有する場合が法人である場合については第7号によって規律される。

以上のほか、列挙した立場の者と同格に当たる者も含めるため「これに類する者」を追加している。

合わせて、第1号の規律と同様に、第3号に列挙した者の親族についても規制をしている（第4号）。

エ 委託者等と身分関係があるのと同様である者等（第5号及び第6号）

婚姻関係はないが事実上これと同様の関係があるものとして、内縁の配偶者を実質的

に法律上の配偶者と同様のものとして規定する必要がある。このほか、同様の趣旨から委託者等からの金銭等により生計を維持する者を対象とする必要がある（事実上の親子関係にある者などが包含され得る。）。

オ 第7号の内閣府令の方向性

公益信託の関係者のうち、委託者及び受託者並びに受託者の設立者にあつては、それが法人である場合があり、当該法人を支配し又は当該法人が支配する法人に対して、その支配関係を基礎として、利益の誘導を図るおそれがあることから、自然人同様にその可能性のある一定の範囲の者に制限を設ける必要がある。

この点、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第1条において、社員又は基金の拠出者等である法人が事業活動を支配する法人及び法人の事業活動を支配する者について具体的な規律を置いており、公益性判断において共通している公益信託における委託者の規律も基本的に準じたものとする。支配・被支配関係の制限を設けることとした趣旨からは子法人と同様に規制を設ける必要があるものとして、直接議決権の過半数を保有する者のほか、その支配する法人が議決権を保有することにより過半数の議決権を合わせて保有する場合も対象とすることが適当である。

ただし、「法人の事業活動を支配する者」について、公益信託の委託者には、公益社団法人及び公益財団法人以外の法人も想定されることから、より多様な類型を包含する規律として私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第1条の2等を参考に規定する予定である。

○ 関係府令案のイメージ（P）

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条 公益信託に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第六号の法人が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とする。

2 令第一条第六号の法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人（次号において「被支配法人」という。）が当該委託者の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 当該被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

- イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員
- ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者
- ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（参考）私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条の二 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。

2 令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

- イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員
- ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者
- ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者